## 穴水町墓石等復旧支援事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により墓石等に被害を受け、墓石等を復旧・移設等した世帯を支援することで、被災者の経済的な負担軽減を図るとともに、ふるさとを大切に思う場所を確保し、コミュニティの存続につなげることを目的として交付する穴水町墓石等復旧支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 町民 穴水町の区域内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する 住民票)を有する者
- (2) 墓石等 町民が穴水町内に所有している墓石、石板、門柱、羽目など墓石に付帯する構造物をいう。
- (3) 復旧・移設等 元の状態への復旧、修繕、移設(穴水町内での移設もしくは穴水町外から 穴水町内への移設に限る。)並びに新規建立(穴水町内での新規建立に限る。)することを いう。

# (補助金対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「補助金対象者」という。)とする。

- (1) 令和6年1月1日時点における町民
- (2) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていない者
- (3) 町税等の滞納がない者

#### (対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、町民が事業者に対し令和6年 1月1日以降に墓石等の復旧・移設等のために支払った経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

#### (補助金の額)

第5条 町が交付する補助金の額は、1世帯につき対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、10万円を限度とする。

### (補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1世帯につき1回限りとする。

#### (補助金の交付申請)

- 第7条 補助金を申請しようとする者は、穴水町墓石等復旧支援事業補助金申請書兼請求書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1)領収証書その他墓石等の復旧・移設等の支払いを証する書類の写し(宛名が補助金対象者と同一のものに限る)
- (2)復旧・移設等をした墓石等の写真及び墓石等の位置図
- (3)補助金対象者本人名義の口座の情報がわかる書類の写し
- (4)その他町長が必要と認める書類

## (補助金の交付決定)

- 第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときには、これを審査して補助の可否を決定し、穴水町墓石等復旧支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)又は穴水町墓石等復旧支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定をしたときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

## (交付申請の取り下げ)

第9条 補助対象者が補助金の交付申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を町長に 提出しなければならない。

#### (調査等)

第10条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金対象者に対し報告を求め、 又は事業者に調査を行うことができる。

### (補助金の返還)

- 第11条 町長は、虚偽その他の不正行為により補助金を受けた者があるとき、又は補助金支払 い後に過払いのあることを確認したときは、補助金対象者に対し補助金の全部又は一部の返還を 命ずることができる。
- 2 町長は、前項に基づく返還命令を行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

#### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

## 附則

この要綱は、令和6年9月20日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

# 穴水町墓石等復旧支援事業補助金交付申請書兼請求書

			請者	申請	宛て	穴水町長
			所	住		
Ħ			名	氏		
	)	(	話番号	電話		
□申請者と同じ場合に☑			带主名	世帯		

- 1. 墓石等復旧・移設等に要した費用について、関係書類を添えて下記のとおり補助金を申請します。
- 2. 私は、必要な範囲で町が住民票及び納税状況の確認を照会することに同意します。

補助金対象者	フリガナ				生年月日			
	氏 名	□ 申請者と同じ場合に	Ø	(E)	大正 昭和 平成	年	月	日
	住 所	〒 - □ 申請者と同じ場合に 電話 (	<b>∠</b>	_				
補助金対象経費等	事業者への支払日	令	·和	年		月	日	
	事業者への支払額(A)	円						
	(A)×1/2 千円未満切り捨て(B)	円						
	補助限度額(C)	100,000円						
	補助申請額 (B) 又は(C) の いずれか低い方						円	
振込先	金融機関名			銀行 信用金庫				本店支店
	預金種別	普通・当座		口座番号				
	フリガナ							
	口座名義人 (原則:補助金対象者)							
	□対象経費に係る領収証書の写しもしくはこれらに代わる書類の写し (宛名が補助金対象者と同一のものに限る) □復旧・移設等した後の墓石等の写真と位置図(住宅地図のコピーな							

年.		
<del>+</del>	月	

様

穴水町長

# 穴水町墓石等復旧支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった穴水町墓石等復旧支援事業補助金については、次のとおり 交付することに決定しましたので、通知します。

- 1. 交付決定額 金 円
- 2. 支払い方法 申請者が指定する口座に振り込みます。 (振込予定日 年 月 日)

様

穴水町長

穴水町墓石等復旧支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 目付けで申請があった穴水町墓石等復旧支援事業補助金については、次のと おり不交付となりましたので、穴水町墓石等復旧支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき 通知します。

○不交付の理由